

第42回議会運営委員会記録

【開催日】 令和元年6月10日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時47分

【出席委員】

| | | | |
|-----|--------|------|--------|
| 委員長 | 大井 淳一朗 | 副委員長 | 笹木 慶之 |
| 委員 | 奥 良 秀 | 委員 | 河崎 平 男 |
| 委員 | 河野 朋子 | 委員 | 高松 秀 樹 |

【欠席委員】 なし

【委員外議員等】

| | | | |
|----|------|--|--|
| 議長 | 小野 泰 | | |
|----|------|--|--|

【執行部出席者】

| | | | |
|------|---------|--|--|
| 総務部長 | 芳 司 修 重 | | |
|------|---------|--|--|

【事務局出席者】

| | | | |
|---------|---------|-------|---------|
| 事務局長 | 沼 口 宏 | 事務局次長 | 石 田 隆 |
| 議事係長 | 中 村 潤之介 | 議事係書記 | 原 田 尚 枝 |
| 庶務調査係書記 | 光 永 直 樹 | | |

【付議事項】

1 令和元年第2回（6月）定例会に関する事項について

- (1) 会期案について・・・資料1
- (2) 議会運営委員会の所管事務調査報告について
- (3) 一部事務組合議会の報告について
- (4) 議員派遣について
- (5) 議事日程案について・・・資料2
- (6) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・資料3

2 その他

- (1) 全員協議会の開催日時
- (2) その他

【議事の概要】

1 令和元年第2回（6月）定例会に関する事項について

- ・ 執行部から「行政報告「小野田中央青果株式会社の第37期事業年度営業報告について」について、株主総会が開催されておらず、決算認定に至っていないため、定例会初日に行政報告ができない。株主総会での認定がされ次第、改めて行政報告をさせていただきたい」との説明があった。
- ・ 高松秀樹委員から「定例会中に行政報告が行われるのか」との質問があった。
- ・ 執行部から「いつとは明言できないが、そう考えている」との発言があった。
- ・ 高松秀樹委員から「この行政報告の際に質疑が行われると思ってよいか」との質問があった。
- ・ 事務局から「今までは、恐らくなかったと思う」との発言があった。
- ・ 大井淳一郎委員長から「行政報告に対する質疑の位置付け、明文があるか」との質問があった。
- ・ 事務局から「申し合わせ事項の中では、質疑を遮るようなものはない」との説明があった。
- ・ 大井淳一郎委員長から「質疑をどうするかについては、また後ほどやる」との発言があった。

(1) 会期案について

- ・ 6月13日（木）から6月28日（金）までの16日間に決定した。

(2) 議会運営委員会の所管事務調査報告について

- ・ 議会運営委員会の所管事務調査報告を、定例会初日の6月13日に行うことを決定した。

(3) 一部事務組合議会の報告について

- ・ 大井淳一郎委員長から「報告者については、特に取決めがないため、消防組合議会議員の3人で協議して報告者を決めたい」との発言があり、宇部・山陽小野田消防組合議会の報告を、定例会初日の6月13日に行うことを含めて了承した。

(4) 議員派遣について

- ・定例会最終日の6月28日に、8月9日金曜日に柳井市で開催される山口県市議会議員研修会への議員派遣について諮ることを決定した。

(5) 議事日程案について

- ・事務局から議事日程案を説明した。詳細は別添資料のとおり。
- ・高松秀樹委員から「一般質問の人数について、申し合わせ事項には1日に4人と書いてある。日程がどうしてもということならば、今回は5人で2日、4人で2日、18人でも仕方がないが、今後は一般質問の日程をきちんと余裕を持っていかなければいけないと思う」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「申し合わせ事項が原則4人となっているので、事務局も9月定例会の日程案を作る際には、その辺を考慮してもらいたい」との発言があった。
- ・以上を踏まえ、一般質問の割り振りを6月19日5人、20日5人、21日4人、22日4人に決定した。また、6月18日は当初委員会予備日としていたが、一般会計予算決算常任委員会理科大分科会を開催することとした。
- ・大井淳一郎委員長から「行政報告に対する質疑についてどうするか」との発言があった。
- ・高松秀樹委員から「行政報告であろうと質疑を行うべきと思う。本会議場での議員の発言に関わることであるため、これを議会自らが抑制することもない」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「行政報告に対する質疑は認めることとしたい。事務局から、参考文献の説明をしてもらい、申し合わせ事項に入れるようにしてほしい」との発言があった。
- ・事務局から「地方財務実務大全の中にある出資法人の決算関係書類に対する質疑のところのQ&Aには、「地方自治法第243条の3第2項にある出資法人に関する規定に基づいて議会に提出された書類は、それ自体は議決の対象ではないので、議題となるものではなく、質疑も認められないと考えられる。ただし、長が口頭で説明を行った場合はそれに対する質疑をある程度認めても差し支えないのではないかと思われる。しかしこの場合も、質疑は長の説明内容を明確化する程度のものに限定され、細部にわたる質

疑は認められないと考えられる。」という内容であり、質疑は認められると思われる。ただし、その報告内容以外のものにわたるものについては、当然のごとく認められないと思われる」との説明があった。

- ・高松秀樹委員から「それは、何とか大全の一見解に過ぎないと思う。違うことを書いてあるものもあるので、申し合わせ事項変更の際には、議運の中でよく審議して変更すべきだ」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「事務局から申し合わせ事項案を出していただき、その中で議論していきたい」との発言があり、了承した。

(6) 陳情・要望書等の取扱いについて

- ・大井淳一郎委員長から「今回の辺野古関連等、国防に関することはこれまで取り扱ってこなかったが、他市の状況や本市の申し合わせ事項を踏まえると、調査委員会を決定し、そこで最終的な取扱いを決定すべき」との発言があり、以下のように調査委員会を決定した。
- ・辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議 (総務文教)
- ・辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情 (総務文教)
- ・要望書(「市民憲章」に活力を与えよう) (議会運営)
- ・江尻南自治会排水路整備に関する陳情書 (産業建設)
- ・辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情 (総務文教)
- ・日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書 (総務文教)
- ・米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情 (総務文教)

2 その他

(1) 全員協議会の開催日

- ・ 6月13日（木）午前9時15分から、議運決定事項の報告を行うことを了承した。

(2) その他

- ・ 奥良秀委員から「5月にあった会派代表者会議を傍聴できないか相談したところ、却下された。会議の内容は、会派の新設等による常任委員会のバランスの是正で、非公開の位置付けと思うが、インターネット上に内容が出ていた。この会議がどういう位置付けかを教えてもらいたい」との発言があった。
- ・ 事務局から「会派代表者会議という会議は、特に定めがない」との説明があった。
- ・ 奥良秀委員から「ならば、出席を拒否も代表者以外の出席はかなわないという取決めもないということではないのか。さらに、傍聴もできないのはどういう理由か」との発言があった。
- ・ 大井淳一郎委員長から「任意の会議において傍聴を許さなかったことに対してどうかということ。これは、あくまでも議長が会派代表者会議を任意の会議として開かれて、その議長の判断で多分傍聴を認めなかったと思うが、事務局が言ったわけじゃないのでは」との発言があった。
- ・ 奥良秀委員から「事務局から駄目と言われた」との発言があった。
- ・ 高松秀樹委員から「インターネット上に内容が出ていたとはどういう意味か」との発言があった。
- ・ 奥良秀委員から「会派代表者会議の中でのある議員の発言がネット上に出ていた。位置付けがはっきりしていないのであれば、問題があるのではないかと思う」との発言があった。
- ・ 高松秀樹委員から「議員のブログ、フェイスブックについては、秘密会で知り得た情報以外は公開しても差し支えない。だから、言われることが表に出ても問題視するべきではない。会派代表者会議には、違和感があった。本市議会では会派代表者会議というのは基本的には明文化されていないため非公式の会、つまり、議長が勝手に集められた会だと理解している」との発言があった。

- ・小野泰議長から「会派の再編等がありバランスを整えるべく、会派の代表者、無会派である公明党の代表、共産党の方に集まってもらい話をするためであった」との発言があった。
- ・奥良秀委員から「議運では3会派で話し合いをすることになったが、議運を閉めた後にいきよ他の会派に無所属議員も入れたことは、議運の決定事項ではないが、既に意思疎通ができていることを委員会の外で覆されている気がする。もう一度議運を開いてやるべきではないか」との発言があった。
- ・高松秀樹委員から「関係する会派だけ集まっておけば良かったが、非公式の話であるため、ここでこの手の議論はすべきではないと考える。ただ、何で排除されるのかという意見も分かる。是非、議長に対して強く抗議されては」との発言があった。
- ・奥良秀委員から「議長に抗議というよりも、議運で議論して決めたことが委員会外で覆るのはどういうことなのかと言いたいだけである。この議会運営委員会で決めていることを軽視している」との発言があった。
- ・高松秀樹委員から「そもそも、あのときの議長の発言に伴う議運内の話し合いは、議運決定事項ではないと理解しているので、議長の権限に任せることになると思う。しかし、一連の話を聞いて違和感があるので、やはり、直接議長に話をして改善を求めるほうがいいのでは」との発言があった。
- ・奥良秀委員から「納得はできないので、回答は控えさせてもらう。国旗掲揚の件にしても、議会運営委員会の中で話を進めても二転三転している。そういったものを改めていただきたい」との発言があった。
- ・高松秀樹委員から「国旗の件は、全く同感である。議運の中で議長一任と決めたが、議長のほうで若干迷走があったのは事実である。私も本会議場でその点の質疑をしているので、議運の中で決めたことは遵守されなければならないと思っている」との発言があった。
- ・笹木慶之副委員長から「議会運営委員会は、議長の議会運営に関することに対する諮問機関である。会派代表の委員会の割り振りも、それに関連してくる問題であるから会派の代表者で協議したいと言われたと思う。ただ、我々は、議運において、関係会派で協議をと明言した。それを全く無視してされたことに問題があって、今後の議運の在り方に問題が残ると思うの

で、そこはきちっと整理すべきである。議会運営に関わる問題は協議して決めたいという議長の気持ちはいいが、途中で変更してしまったら、この議運の意味がなくなる」との発言があった。

- ・大井淳一郎委員長から「今後、議長としっかり密に連携を図り、見解と食い違いがないように運営していく」との発言があった。

令和元年（2019年）6月10日

議会運営委員長 大井 淳一郎